

## 森林病虫害等駆除事業（ナラ枯れ・伐倒くん蒸処理）標準仕様書

### 1. 趣旨

この仕様書は、森林病虫害等駆除事業（ナラ枯れ・伐倒くん蒸処理）実施の際の一般的な仕様書であり、特別な指示のない限りこの仕様書により作業を施行すること。

### 2. 作業対象木

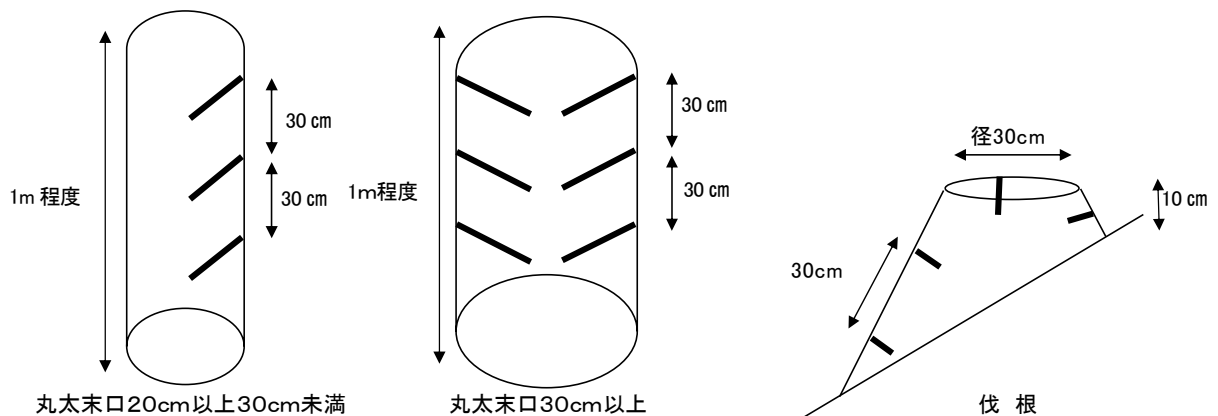
伐倒くん蒸対象木は岩手県が調査し、ナンバーテープを添付したナラ類立木とする。

### 3. 作業内容

#### (1) 伐倒・集積等

- ・ 地際から原則 10 cm 以下の伐り高となるよう被害木を伐倒し、また、集積しやすいよう 1 m 程度に玉切る。その際、ナンバーテープを根株に打ちかえること。
- ・ 伐倒にあたっては、残存木の保全に留意して伐倒すること。また、周囲の施設や構造物に損傷を及ぼす恐れのあるときは、適切な作業方法を検討して伐倒すること。
- ・ 処理する被害木は、伐根及び直径 10 cm 以上の幹や枝条の全てとする。
- ・ 処理する幹や枝条は、薬剤が浸透しやすいよう末口径 20 cm 以上は丸太の片側に、末口径 30 cm 以上は丸太の両側に、チェーンソーなどで深さ 4 cm 程度の刻みを 30 cm 間隔で入れる。  
また、伐根は、表面にチェーンソーなどで深さ 4 cm 程度の刻みを 30 cm 間隔で入れる。
- ・ 集積する場所は、薬剤のガス化効率を十分に確保するため、できるだけ日光の当たる場所を選ぶ。
- ・ やむを得ず傾斜地に集積する場合、はい積が崩れないよう杭を打ってから、集積する。
- ・ はい積は、生分解性シートを破損しないよう枝条を下に、樹幹を上を集積すること。

#### <丸太及び伐根のノコ目入れ参考>



## (2) 密封薬剤処理

- ・ 使用する薬剤は、カシノナガキクイムシくん蒸剤（ヤシマNCS）とし、適量使用（伐根を含むくん蒸対象木材積1立法メートル当たり1.03リットル以上）すること。
- ・ 使用するシートは、生分解性（幅4.0m、厚さ0.10mm）とし、くん蒸対象木材積1m<sup>3</sup>当たり19m<sup>2</sup>以上使用すること。また、シートの色の指定はない。ただし、カシノナガキクイムシの活動期はシートで被覆されている必要があるため、一定期間分解しないシートを使用すること。
- ・ 玉切材には薬剤をかけ、直ちに生分解性シートで上部から覆い、シートの裾を原則として厚さ10cm以上の覆土により隙間無く密閉し、ガス漏れが無いようにする。
- ・ くん蒸中はシートが被覆した枝条等により破れることがないように注意する。
- ・ くん蒸期間内にシートに破損（穴）が生じた場合、軽微であれば粘着テープ等で補修することとし、破損がひどく補修が不可能な場合は、受注者の責任において、薬剤散布並びに被覆を再度実施すること。
- ・ くん蒸の期間は、14日以上とする。
- ・ 薬剤の残留期間中は、施工箇所に薬品名、施工日時、残留期間、連絡先等を掲示し、第三者に被害等を与えないようにすること。
- ・ くん蒸剤の容器で生分解性容器でないものは回収すること。

## 4. 実行上の留意事項

- ・ 事業着手にあたっては、着手届及び作業スケジュールを作成し、提出すること。
- ・ 事業の進捗状況について、都度、報告すること。
- ・ 降雨が予想される時は、薬剤処理を中止すること。
- ・ 薬剤使用時は大量の薬剤を局所的にかけないこと。
- ・ 薬剤及び資材等の購入及び使用にあたっては、薬剤・資材等受払簿により使用状況等を明確にすること。
- ・ 事業終了後には、完了届、工程ごとの管理写真、薬剤・資材等受払簿及び証拠写真、業務に従事した現場労働者の社会保険等の加入状況を示す書類を提出すること。
- ・ 薬剤使用時には、周囲に薬剤が拡散しないよう取扱いに注意すること。
- ・ 本仕様書にない定めのない事項及び不明な点が生じたときは、その都度発注担当者と協議すること。